



金 沢 市 公 報

号外第10号の7

平成30年(2018年)3月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		
○金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例 (健康政策課)	1	○金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例 (") 4
○金沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (衛生指導課)	2	○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課) 5
○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 (環境指導課)	2	○金沢市特別用途地区建築条例及び金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課) 8
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	3	○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院事務局) 10
		○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (消防総務課) 10

条 例

金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第28号

金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例

(金沢市福祉健康センター条例の一部改正)

第1条 金沢市福祉健康センター条例(平成9年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 金沢市駅西福祉健康センター内に、金沢広域急病センターを置く。

第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 夜間における急病患者の初期症状に係る応急的な診療に関する事(金沢広域急病センターに限る。)

(金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部改正)

第2条 金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「使用料等」の次に「(次項に定める使用料等を除く。)」を加え、「次項」を「第3項」に改め、「療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」の次に「(以下これらを「診療報酬の算定方法」という。)」を加え、同条第2項第1号

中「970円」を「2,000円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 金沢市駅西福祉健康センター内に置く金沢広域急病センターにおいて行う夜間における急病患者の初期症状に係る応急的な診療に係る使用料等の額は、次項に定めるもののほか、診療報酬の算定方法により算定した額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第29号

金沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

金沢市旅館業法施行条例（平成24年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第1号ア及び第3号イの基準はホテル営業について、同項第4号イの基準は」を「前項第3号イの基準は、」に改める。

第6条第1号中「営業」を「旅館業」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 旅館業の施設の採光及び照明については、施設内のそれぞれの場所で、宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号ウを次のように改める。

ウ 寝具類は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

第6条第5号エを削り、同号を同条第4号とし、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同条第11号中「営業」を「旅館業」に改め、同号を同条第8号とする。

第7条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 宿泊しようとする者が暴力団員（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）であるとき。

第7条に次の1号を加える。

- (4) 宿泊に関し暴力的に要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第30号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第36条中第26号を第27号とし、第9号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第12条の7第1項又は第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定又は当該特例の認定に係る事項の変更の認定

第36条に次の3号を加える。

(28) 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認

(29) 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認

(30) 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定による汚染土壌処理業の相続の承認

別表第3中第45号の項を第47号の項とし、第44号の項を第46号の項とし、第43号の項を第45号の項とし、同表第42号の項中「75,000円」を「67,000円」に改め、同項を同表第44号の項とし、同表中第41号の項を第43号の項とし、第14号の項から第40号の項までを2項ずつ繰り下げ、第13号の項の次に次の2項を加える。

(14) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料	1件につき 147,000円
(15) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定事項変更認定申請手数料	1件につき 134,000円

別表第3に次のように加える。

(48) 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	1件につき 120,000円
(49) 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業者合併又は分割承認申請手数料	1件につき 120,000円
(50) 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定による汚染土壌処理業相続承認申請手数料	1件につき 120,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第31号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 住宅宿泊事業施設 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する施設をいう。

第14条第1項に次の1号を加える。

(5) 住宅宿泊事業施設に係る開発事業

第18条第3号中「の建築物」の次に「及び住宅宿泊事業施設」を加える。

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 住宅宿泊事業施設 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する施設をいう。

第6条第1項に次の1号を加える。

(5) 住宅宿泊事業施設に係る開発事業

第10条第3号中「の建築物」の次に「及び住宅宿泊事業施設」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(以下「新まちづくり条例」という。)又は第2条の規定による改正後の金沢市における土地利用の適正化に関する条例(以下「新土地利用条例」という。)の規定は、平成30年6月15日以後に実施する住宅宿泊事業(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。)の用に供する施設に係る新まちづくり条例第2条第2号又は新土地利用条例第2条第2号に規定する開発事業について適用する。

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第32号

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「ついたて」を「つい立て」に改め、同項第10号中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第2項中「、第3項又は第4項」を「又は第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第33号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の5に次の1項を加える。

6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第10条第1項中「金沢プール」を「卯辰山公園健康交流センター千寿閣」に、「を除く。）は別表第2から別表第5までに、」を「に限る。）又は」に、「同表」を「別表第5」に改め、同条第3項ただし書中「ただし」の次に「、市長は」を加え、「その」を「当該既納の使用料の」に改める。

第11条第3項中「金沢プール」を「卯辰山公園健康交流センター千寿閣」に、「を除く」を「に限る」に改める。

第11条の2第1項中「金沢プール」を「卯辰山公園健康交流センター千寿閣」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第5項ただし書中「その」を「当該既納の利用料金の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「利用者」の次に「（金沢プールの利用者に限る。）」を、「指定管理者が」の次に「市長の承認を受けて」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用料金は」を「利用料金の額は、別表第2、別表第3、別表第4」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第11条の3第2項中「指定管理者」の次に「（金沢プールの指定管理者に限る。）」を、「ため、」の次に「市長の承認を受けて」を加える。

第11条の4の見出し中「納付等」を「支払等」に改め、同条第1項及び第2項中「使用料」を「利用料金」に、「納付する」を「支払う」に改める。

別表第2中「第10条関係」を「第11条の2関係」に改め、同表第1項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表第2項中「基本使用料（」を「基本利用料金（」に、「基本使用料を」を「基本利用料金を」に、「基本使用料の」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第3項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表の備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第3中「第10条関係」を「第11条の2関係」に、「金沢市鳴和台市民体育会館の使用料」を「金沢市鳴和台市民体育会館の利用料金」に改め、同表第1項中「基本使用

料」を「基本利用料金」に改め、同表第2項中「基本使用料は」を「基本利用料金は」に、「基本使用料の」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第3項中「基本使用料(」を「基本利用料金(」に、「基本使用料に」を「基本利用料金に」に、「基本使用料の」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第4項及び第5項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表第6項中「基本使用料」を「基本利用料金の額」に改め、同表の備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第4中「第10条関係」を「第11条の2関係」に、「旧高峰家・旧検事正官舎の使用料」を「旧高峰家・旧検事正官舎の利用料金」に改め、同表第1項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表第2項中「基本使用料」を「基本利用料金の額」に改め、同表の備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第7中備考以外の部分を次のように改める。

別表第7(第11条の2関係)

金沢プールの1か月利用券の利用料金

区 分	料 金
一般	8,100円
高校生以下	3,240円

第2条 金沢市公園条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第8号」を「第9号」に、「第9号」を「第10号」に改め、同項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 屋内交流広場

第3条の4に次の1項を加える。

2 屋内交流広場の親子アスレチックゾーンを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 保護者又は付添者が同伴する小学生以下の者
- (2) 前号に掲げる者に同伴する保護者又は付添者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

第11条の2第3項中「及び別表第7」を「、別表第7及び別表第8」に改め、同条第5項中「(金沢プール)の次に「及び屋内交流広場」を加え、「金沢プール利用回数券」を「利用回数券」に改める。

第11条の3第2項中「(金沢プール)の次に「及び屋内交流広場」を、「、金沢プール」の次に「又は屋内交流広場」を加え、「金沢プール利用券」を「利用券」に改め、同条第3項第1号中「金沢プール利用券」を「利用券」に、「金沢プールを」を「金沢プール又は屋内交流広場を」に改める。

別表第1ジュニアスポーツコートの項の次に次のように加える。

屋内交流広場	多目的ゾーン	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで(個人使用の場合は、午前9時から午後5時まで)
--------	--------	----------------	-------------------------------------

	親子アスレチックゾーン	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
--	-------------	----------------	--------------

別表第7を別表第8とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第11条の2関係）

屋内交流広場の利用料金

1 基本利用料金

区 分	団 体 使 用			個 人 使 用		
	専用面	使用の 単位	料 金	使用の 単位	料 金	
					一 般	高校生以下
多目的ゾーン	半面	1時間	1,830円	1回3 時間	100円	50円
親子アスレチックゾーン						

2 高齢者の団体が使用する場合の基本利用料金は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

3 小学校就学の始期に達するまでの者が個人で使用する場合の当該者に係る基本利用料金は、第1項の表の規定にかかわらず、無料とする。

4 屋内交流広場の使用期間内の使用時間外の時間並びに使用期間外の使用期間内の時間及び使用時間外の時間に使用する場合の基本利用料金は、次の表のとおりとする。

区 分		団 体 使 用	個 人 使 用
(1) 使用期間内	使用時間外	1時間につき、第1項及び第2項の規定による基本利用料金の額の1.5倍に相当する額	1回につき、第1項の規定によりそれぞれ定められている料金の額
(2) 使用期間外	使用期間内	第1項及び第2項の規定によりそれぞれ定められている料金の額	1回につき、第1項の規定によりそれぞれ定められている料金の額
	使用時間外	1時間につき、第1項及び第2項の規定による基本利用料金の額の1.5倍に相当する額	1回につき、第1項の規定によりそれぞれ定められている料金の額

5 放送設備を使用する場合は、1時間当たり640円を別に徴収する。

6 使用の単位が1時間として定められている場合において、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

備考

- この表の各項の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を利用料金とする。

2 前項の利用料金の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中金沢市公園条例第1条の5に1項を加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 規則で定める日
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の金沢市公園条例第10条第1項の規定に基づき納付された施行日以後の使用に係る使用料（卯辰山公園健康交流センター千寿閣の研修室の使用に係る使用料を除く。）は、第1条の規定による改正後の金沢市公園条例第11条の2第1項の規定に基づき支払われた利用料金とみなす。
- 3 利用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 4 屋内交流広場の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

金沢市特別用途地区建築条例及び金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第34号

金沢市特別用途地区建築条例及び金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

（金沢市特別用途地区建築条例の一部改正）

第1条 金沢市特別用途地区建築条例（平成3年条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第3号中「別表第2(り)項第2号」を「別表第2(ぬ)項第2号」に、「同表(ぬ)項第2号」を「同表(る)項第2号」に改め、同項第4号中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改め、同表第2項第1号中「別表第2(る)項第3号」を「別表第2(を)項第3号」に改め、同表第3項第3号中「別表第2(り)項第2号」を「別表第2(ぬ)項第2号」に、「同表(ぬ)項第2号」を「同表(る)項第2号」に改め、同項第4号中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改め、同表第4項中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改める。

（金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例）

第2条 金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第10号の表中「別表第2(り)項第4号」を「別表第2(ぬ)項第4号」に改め、

同表第19号の表及び第33号の表中「別表第2(り)項第2号」を「別表第2(ぬ)項第2号」に改め、同表第39号の表中「別表第2(り)項」を「別表第2(ぬ)項」に改め、同表第40号の表中「別表第2(り)項第3号」を「別表第2(ぬ)項第3号」に改め、同表第43号の表中「別表第2(り)項第3号」を「別表第2(ぬ)項第3号」に、「別表第2(り)項第4号」を「別表第2(ぬ)項第4号」に改め、同表第49号の表及び第52号の表中「別表第2(を)項」を「別表第2(わ)項」に改め、同表第59号の表中「別表第2(り)項第3号」を「別表第2(ぬ)項第3号」に改め、同表第67号の表中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改め、同表第68号の表中「別表第2(り)項第2号」を「別表第2(ぬ)項第2号」に改め、同表第70号の表中「

	<ul style="list-style-type: none"> (4) ホテル、旅館、自動車教習所、カラオケボックス (コンテナに類する形状のものに限る。)、劇場、映画館、演芸場、観覧場又は倉庫業を営む倉庫 (5) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (7) 法別表第2(り)項第3号及び第4号に掲げる建築物 (8) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの(自動車修理工場を除く。) (9) 葬儀場 (10) 風営法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物 	を
--	---	---

	<p>(4) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(5) ホテル、旅館、自動車教習所、カラオケボックス (コンテナに類する形状のものに限る。)又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(8) 法別表第2(ぬ)項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(9) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの(自動車修理工場を除く。)</p> <p>(10) 葬儀場</p> <p>(11) 風営法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>	に
--	---	---

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第35号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号カを次のように改める。

カ 腎臓・リウマチ科

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第36号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第35号)の一部を次のように改正す

る。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については）」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

平成30年(2018年)3月26日 印刷
平成30年(2018年)3月26日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄